大阪府大規模施設等協力金支給要綱

（趣旨）

第一条　知事は、大阪府大規模施設等協力金支給規則（令和３年大阪府規則第82号。以下「規則」という。）第15条に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）のまん延に係る令和３年４月25日以降に行われた知事による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第９項又は第45条第２項の要請に応じて休業又は営業時間の短縮を行った事業者等を対象とした協力金（以下「協力金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第二条　規則第３条第１項第１号ニ（１）に定める法人は、次の各号のとおりとする。

一　独立行政法人及び地方独立行政法人

二　特措法第24条第9項に基づく要請を受け、これに応じて休業・営業時間短縮等を決定する権限が国、地方公共団体又は前号で掲げる法人にある申請施設の管理を行う法人

２　規則第２条第３号に定めるテナント事業者等には、要請に応じて休業又は無観客開催（会場に観客を入場させないで行事を開催することをいう。）を行った施設（以下、「要請対象大規模施設」という。）の運営事業者が、当該事業者等との契約に基づき当該施設の敷地内等において飲食品の移動販売を継続的に行う者であると認める者を含むものとする。

３　規則第２条第１号に定める施設は、次の各号のとおりとする。

一　特措法第15条第１項に基づき設置された新型コロナウイルス感染症対策本部が令和３年４月23日に変更を決定した『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（以下、「基本的対処方針」という。）三（３）３）①を踏まえ、特措法第45条第２項に基づき知事が４月25日から5月11日までの休業を要請した施設

二　基本的対処方針三（３）３）①を踏まえ、特措法第24条第９項又は第45条第２項に基づき知事が４月25日から5月11日までの営業時間の短縮又は無観客開催を要請した施設

三　その他基本的対処方針三（３）３）①において休業要請を行うものとされていない施設

４　前項の規定は、令和３年４月26日以降に事業を開始した施設にも適用する。

（支給の要件）

第三条　規則第３条各項に定める「協力金又は補助金、助成金その他これらに類するもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一　飲食店等に対する営業時間短縮等協力金

二　申請対象となる特定大規模施設又は要請対象大規模施設の一部が他府県の区域内にまたがる場合の、当該府県知事の要請に応じたことに対する協力金

三　経済産業省が支給する緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金

四　経済産業省が支給するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金

五　文化庁が支給するコロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業

六　スポーツ庁が支給するポストコロナに向けた全国規模のスポーツイベント等の開催支援事業

（協力金の額等）

第四条　規則第２条第８号に定める特定大規模施設運営事業者の自己利用部分面積は、申請施設の建築物の床面積から次のイ及びロの面積を引いて算出した面積のうち、要請に応じて休業又は営業時間の短縮を行った部分（1,000㎡未満切り捨て）とする。ただし1,000㎡以下の場合は1,000㎡とする。

イ　テナント事業者等、生活必需品の販売等を行う店舗等を有する事業者等及び特定百貨店店舗に賃貸、分譲又は分配している区画の面積

ロ　当該施設のサービスを直接提供していない、階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、休憩室、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者の立ち入りが想定されていない事務室や倉庫等の面積

２　規則第４条第１項第２号及び第２項第２号に定めるテナント事業者等の店舗面積は、当該要請対象大規模施設内のテナント事業者等の専用の店舗等面積（100㎡未満切り捨て）とする。ただし100㎡以下の場合は100㎡とする。

３　規則第４条第１項第４号に定める映画配給会社の作品数は、要請対象大規模施設である映画館において上映することとしていた作品数とする。この場合、同じ作品名であっても、素材フォーマットが異なる場合は、別作品として数えるものとし、規則第４条第２項に定める「上映する予定であった映画の回数」及び「上映できなかった映画の回数」についても同様に数えるものとする。

４　知事は、予算の範囲内で、協力金を支給するものとする。

（支援金の支給の申請等）

第五条　規則第６条第１項に定めるインターネットを利用する申請は、大阪府大規模施設等協力金申請システムを利用して行うものとする。

２　規則第６条第１項に定める期日は、令和３年４月25日から５月31日までの間において休業を行ったこと等に対する協力金（以下、「第１期協力金」という。）については7月30日、６月１日から７月11日までの間において休業を行ったこと等に対する協力金（以下、「第２期協力金」という。）については８月31日とする。ただし、郵送で行う場合は、当該期日を過ぎて提出されたものであっても当該期日の通信日付印が押印されているものは有効とする。

３　第１期協力金に係る規則第６条第１項に定める書類は、申請者の区分により、次に掲げるとおりとする。

一　特定大規模施設運営事業者及び映画館運営事業者

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第１号）

ロ　誓約・同意書（様式第２号）

ハ　テナントリスト（様式第３号その１及び様式第３号その２）

ニ　その他知事が必要と認める書類

二　テナント事業者等

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第４号その１または様式第４号その２）

ロ　誓約・同意書（様式第２号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

三　映画配給会社

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第５号）

ロ　誓約・同意書（様式第２号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

四　非飲食業カラオケ事業者

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第６号）

ロ　誓約・同意書（様式第２号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

４　第２期協力金に係る規則第６条第１項に定める書類は、申請者の区分により、次に掲げるとおりとする。

一　特定大規模施設運営事業者及び映画館運営事業者（規則第７条第１項に基づき申請する場合を除く。）

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第７号）

ロ　誓約・同意書（様式第８号）

ハ　テナントリスト（様式第９号その１及び様式第９号その２）

ニ　その他知事が必要と認める書類

二　テナント事業者等

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第10号その１または様式第10号その２）

ロ　誓約・同意書（様式第８号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

三　映画配給会社

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第11号）

ロ　誓約・同意書（様式第８号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

四　非飲食業カラオケ事業者

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第12号）

ロ　誓約・同意書（様式第８号）

ハ　その他知事が必要と認める書類

五　映画館運営事業者（規則第７条第１項に基づき申請する場合に限る。）

イ　大阪府大規模施設等協力金支給申請書（様式第７号）

ロ　誓約・同意書（様式第８号）

ハ　テナントリスト（様式第９号その１及び様式第９号その２）

ニ　同意書（様式第13号）

ホ　その他知事が必要と認める書類

５　前項第５号ニに規定する書類は映画配給会社が提出できることとし、その方法については、第５条第１項の規定を準用する。

６　規則第10条第３項に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　相続人の代表者指定（変更）申出書（様式第14号）

二　誓約・同意書（様式第15号）

三　各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

７　申請書類は返却しないものとする。

（支払）

第六条　知事は、協力金の支給を決定したときは、あらかじめ知事が指定した事業者を通じて、協力金を支払うものとする。

（協力金の支給の可否の決定の通知）

第七条　規則第9条の協力金の支給の決定の通知は、特定大規模施設運営事業者等又は相続人への協力金の入金をもって行うものとする。

２　知事は、規則第9条に基づき協力金の不支給を決定したときは、協力金不支給決定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

３　前項の規定による通知は、大阪府大規模施設等協力金申請システムを利用して行うことができるものとする。

（届出義務）

第八条　規則第9条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第３条に定める要件を満たしていないことが明らかとなったとき又は規則第10条第４項の規定により読み替えられた規則第9条の規定による協力金の支給の決定の通知を受けた者が、規則第３条第１項第１号ニ(3)から(6)までのいずれかに該当していたことが明らかになったときは、協力金支給要件欠如届出書（様式第17号）により、速やかに知事に届け出るものとする。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による届出の場合に準用する。

（申請の取下げ）

第九条　規則第６条の申請を行った者又は規則第10条の相続人が、規則第8条の協力金の支給の決定までに当該申請を取り下げようとするときは、協力金申請取下書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による取下げの場合に準用する。

（調査等）

第十条　知事は、本事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（その他）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、協力金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年６月17日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月19日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年８月19日から施行する。